

【タイトル】

第2回 三部会合同一泊研修会

講演 「税務調査こぼれ話」

講師 東京税理士会江東東支部長 矢部 輝 先生

【日 時】

平成24年9月7日～8日

【場 所】

箱根湯本 吉池旅館

【概 要】

昨年に引き続き9月7日(金)～8日(土)にわたり、女性部会、税務研究部会、源泉部会の3部会合同一泊研修会が、箱根湯本 吉池旅館において29名が参加して行われた。

本部からも松本会長が出席し、研修会は、東京税理士会江東東支部長の矢部 輝先生を講師に迎え「税務調査こぼれ話」をテーマに講演いただいた。



松本会長

野地女性部会長

窪田税務研究部会長

中島源泉部会長

税務調査は、会社、税理士、そして調査官にとっても緊張するものである。そもそも調査が行われる要件は国税通則法74条の2に「必要があるとき」となっており、非常に曖昧な表現になっている。最高裁の判決でも、はっきりしていないので、結果として税務署の判断により調査が行われることとなっている。

実際の調査では、様々な状況が発生しており、書き損じなどのケアレスミスが要因であったり、しゃべりすぎにより、いろいろと判明したこともある。たとえば外部での会議費などは、会議をしていればよい訳ではなく、会議可能な場所や状況によっては否認されることもある。

その他、場合によっては裏付けのために、交通事故など発生していた場合、警察に確認したり、領収書の出所までかなり細かく調べることもあるので、日々の会計を気を付けて処理をしておきたい。



東京税理士会 江東東支部長
矢部 輝 先生



とても興味深いお話でした

税法はその都度改正もあり判断が難しい所もあるので、税理士の方々や、税務署に相談し、正しい税知識を元に対応していきたい。

講演後は別会場にて懇親会が行われ、3部会それぞれ交流をはかり終了した。

その他に定期同額給与についてもお話をいただいた。

基本は決算3ヶ月以内に株主総会による定期給与の改定は認められる。それ以外は役職の変更や、合併などの職制上の地位の変更や職務内容の重大な変更、著しい経営状況の悪化など、一定の要件を満たさない限りは定期給与を上げることも下げることができない。もし安易に臨時株主総会で変更してしまうと、その年の役員給与は全て否認されてしまう。



お世話になった吉池旅館